

「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」 の一部改正（案）とは？



意見募集期間

令和元年 11 月 20 日 から 令和元年 12 月 19 日

Q. どういう内容なの？

戸田市では、市内 JR 3 駅の駅前を喫煙制限区域に指定しています。喫煙制限区域においては、市が指定した喫煙所を除き、喫煙を禁止しておりますが、多くの市民等がルールを守っている中で、残念なことに、ルールを守らない方も見受けられます。

市では、令和 2 年 10 月 1 日より、指導等に従わない者に対し過料を科すこととし、条例の実効性を高めます。

Q. 市民生活にどのような影響を与えるの？

喫煙制限区域における喫煙の禁止について、市から指導、勧告、命令を受けたにも関わらず、ルールを守らない者に対し、1 万円以下の過料を科します。

条例の実効性を高めることにより、喫煙マナーの向上と市内の生活環境の更なる向上を目指してまいります。

皆様のご意見をお待ちしています！

